

総務委員会請願・陳情説明資料

令和 8 年 9 月 1 7 日

件	名	頁
1	受理番号 1 8 アナログは福祉。デジタル必須・強制されないアナログな生活の権利の保障を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	受理番号 1 9 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願・・・・・・・・・・・・・・・・	4

(政策経営部)

件名	受理番号 18 アナログは福祉。デジタル必須・強制されないアナログな生活の権利の保障を求める陳情												
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課												
陳情の要旨	デジタル化された取り組みを行う際には、アナログな代替案の義務付けを求める。												
陳情者等	請願文書表のとおり												
内容及び経過	1 行政手続等のデジタル化に関する状況 (1) 申請者等の利便性向上を目指し、令和4年4月から「オンライン申請システム」の運用を開始した。令和8年1月からはx I D（クロスアイディ）アプリ※¹との連携を開始し、申請から決定通知までデジタルで完結する仕組みを構築している。 (2) 一方、アナログでの手続に関する義務付けはしていないものの、スマートフォン（以下「スマホ」という。）やパソコンなどの操作に不慣れな方などもいることから、申請者等のニーズや事業趣旨も勘案しながら、窓口や電話、郵送による手続も継続している。 (3) 個別の事業においても、対象者のニーズや利便性を考慮しながら、デジタルとアナログ双方のバランスを取りながら事業展開を行っている。 ※² ※1 x I Dアプリ マイナンバーカードと連携することで本人確認や電子署名の実施に加え、区の通知が受け取れるスマホアプリ。 ※2 消費喚起を目的として、デジタル限定の事業である「足立区プレミアム商品券（P a y P a y 商品券）事業」と、アナログ的な事業である「レシート d e 商品券事業」により、デジタルとアナログ双方の特性を活かした事業展開を行うなど。 【参考】オンライン手続数の状況 <table><tr><th>項目</th><th>R6 年度末</th><th>R7 年度末</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>オンライン登載手続数</td><td>7 0 4 手続 (3 2 . 0 %)</td><td>8 9 4 手続 (3 7 . 2 %)</td><td>+ 1 9 0 手続</td></tr><tr><td>オンライン申請受付件数</td><td>1 8 4 , 6 3 8 件</td><td>2 6 4 , 4 5 9 件</td><td>+ 7 9 , 8 2 1 件</td></tr></table> ※ カッコ内はオンライン化率（対象：2,406件（令和7年度末時点）） 2 デジタルデバйд対策に関する状況 (1) スマホの操作に関する支援 令和8年度は、都事業を活用したスマホ教室（計8回）や区プレミアム商品券（P a y P a y 商品券）事業サポート窓口（区内7か所）を活用したスマホ相談をはじめとして、身近な場所で操作に関する支援を受けられるよう、区内各所で支援メニューの展開を図っている。	項目	R6 年度末	R7 年度末	前年度比	オンライン登載手続数	7 0 4 手続 (3 2 . 0 %)	8 9 4 手続 (3 7 . 2 %)	+ 1 9 0 手続	オンライン申請受付件数	1 8 4 , 6 3 8 件	2 6 4 , 4 5 9 件	+ 7 9 , 8 2 1 件
項目	R6 年度末	R7 年度末	前年度比										
オンライン登載手続数	7 0 4 手続 (3 2 . 0 %)	8 9 4 手続 (3 7 . 2 %)	+ 1 9 0 手続										
オンライン申請受付件数	1 8 4 , 6 3 8 件	2 6 4 , 4 5 9 件	+ 7 9 , 8 2 1 件										

	(2) スマホの購入に関する支援 令和8年度は、都補助事業を活用し、東京アプリに対応するスマホを初めて購入する高齢者に対して、購入費を助成する事業を実施している。 なお、申請の条件として、購入店舗が実施するスマホ教室を受講し「東京アプリ」「足立区防災アプリ」の新規登録及び「東京都LINE公式アカウント」の友だち登録をすること等が必要となる。 (3) 令和9年度以降の予定 区が直接委託して実施するスマホ教室の開催を検討している。
--	--

件 名	受理番号 19 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
所管部課名	政策経営部 財政課
請願の要旨	東京都における「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」「商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」について、令和9年度以後も継続されるよう、都に対して意見書の提出を求める。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	鹿浜 昭 議員、くじらい 実 議員、杉本 ゆう 議員、 たがた 直昭 議員
内容及び経過	1 現状 (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置 東京23区内の都市計画税は、住宅1戸あたり200㎡までの部分(小規模住宅用地)に対する税額を、昭和63年度から都税条例により軽減している。この措置は令和8年度も実施。 【概要】 ア 目的は都民の定住確保及び地価高騰に伴う負担緩和のため イ 創設は昭和63年度 ウ 対象は小規模住宅用地(住宅1戸あたり200㎡までの部分) エ 軽減割合は都市計画税の2分の1 ※ 軽減額は約415億円(23区総額、令和8年度見込み) (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置 東京23区の非住宅用地の過重な負担を緩和し、厳しい経済状況下における中小企業者等を税制面から支援するため、平成14年度から減免措置を行っている。この措置は令和8年度も実施。 【概要】 ア 目的は厳しい経済状況下における中小企業者等の支援、負担の緩和のため イ 創設は平成14年度 ウ 対象は、①個人、②資本金の額又は出資金額が1億円以下の法人、③資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)

	エ 減免割合は、対象となる400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割 ※ 軽減額は約300億円（23区総額、令和8年度見込み） （3）商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置 【概要】 ア 目的は東京23区内商業地等の負担水準の不均衡の是正及び過重な負担緩和のため イ 創設は平成17年度。この措置は令和8年度も実施。 ウ 対象は負担水準が65%を超える商業地等 エ 固定資産税及び都市計画税の負担水準が65%に相当する額までを減額する。 ※ 軽減額は約4億円（23区総額、令和8年度見込み）
--	--